

< 基礎単価から体制整備単価へ移行した事例 >

## 特定農業法人化に向けて

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県美祢郡美東町・山田			
協定面積 9.2ha	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	米、景観作物			
交付金額 78万円	個人配分			47%
	共同取組活動 (53%)	鳥獣害防止対策及び・水路・農道の維持管理		25%
		周辺林地の下草刈り		20%
協定参加者	農業者 11人			

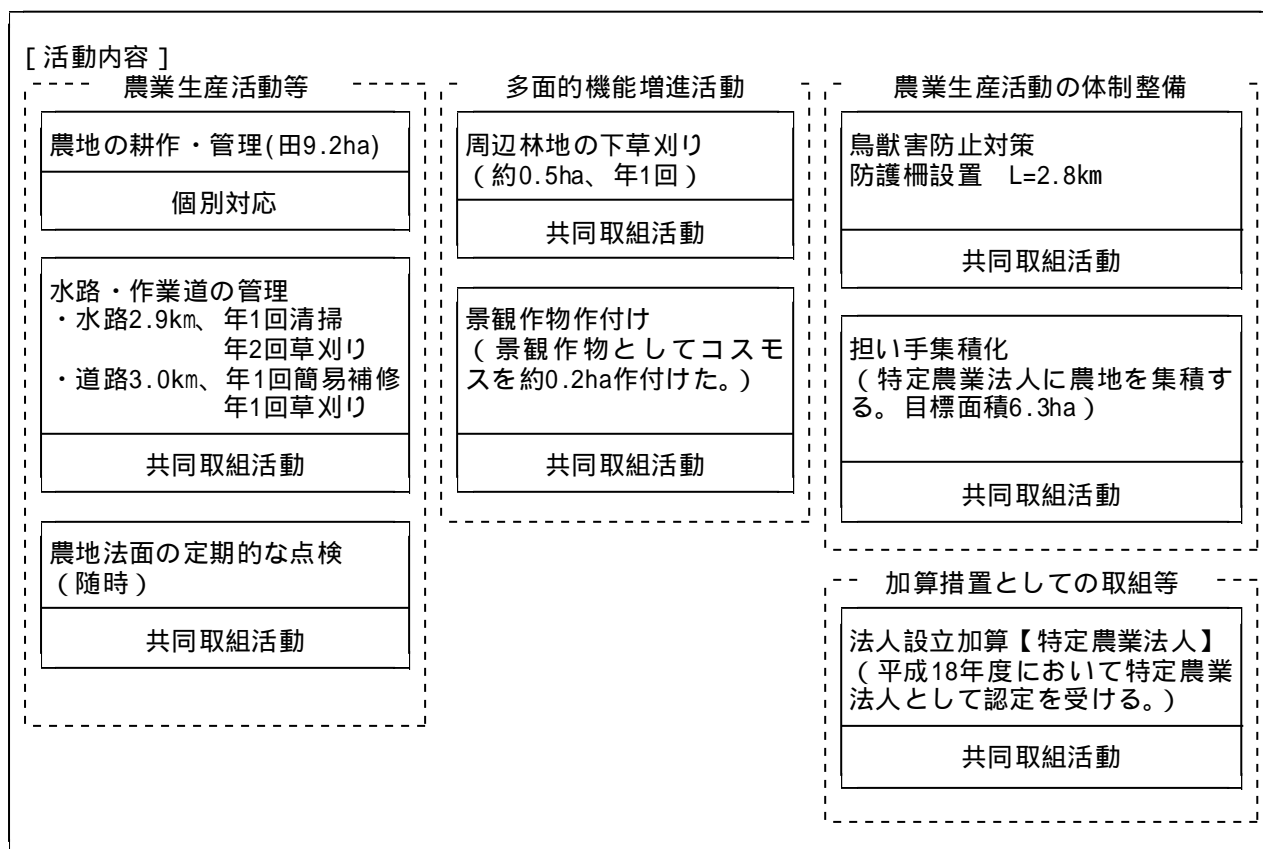
### 2. 集落マスタープランの概要

#### 集落マスタープラン

・本協定の参加者は60歳以上が55%を占め後継者不足による農業の弱体化が進み農地の維持・管理が困難な状態となっている。交付金を有効活用し、鳥獣害防止及び多面的機能の発揮を図りつつ、集落の農地は集落で守っていくため、特定農業法人化も進め、法人を核とした体制を整備する。

#### 5年間の具体的取組

- ・集落の合意のもと、法人を設立する。(特定農業生産法人設立)
- ・法人の農地を集積し、効率的な農業生産体制を整備する。(目標6.3ha)



### 3．基礎単価に留まっていた理由

平成17年の協定締結時、土地改良施設については、集落の申し合わせにより共同活動で施設の維持・管理を実施していたが、営農については自己完結型農家が全戸を占めており、組織的営農の確立と自己完結型農業からの脱却の啓蒙・普及が不十分であった。

### 4．体制整備単価に移行した経緯

平成17年協定締結時、協定内に地域農業の核となる農家は皆無であった。しかし、平成18年に集落内において、担い手の育成への動きが高まった結果、農業生産法人を設立することとなった。しかし、多数の農家において、自己の農地を他人（組織）が耕作するという事に抵抗があったが、説明会等で集落の農地は集落関係者で守っていく啓蒙・普及活動を行った結果、協定内の農家の合意を得て法人を設立することとなった。

### 5．今後の取組

平成18年度においては、特定農業法人化と経基法による農地集積活動を行う。翌年度以降は、生産性を向上させるため、中山間地域等直接支払交付金により農業機械の導入の検討を行い、麦・大豆を積極的に栽培していく。

また、土地改良施設・鳥獣防護施設については協定参加者を中心に、中山間地域等直接支払交付金により維持管理を行っていく。

長期的には、耕作放棄・遊休農地の発生を防止するため、特定農業法人の経営の安定を最優先課題として取り組みを行っていく。

農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ・法人に集積する予定の協定農地を着色し、図示している。
- ・町が提供した、「オルソ図」を活用し、集落で予定を作成。
- ・オルソ図を活用することで、わかりやすくなっている。



設立総会



協定で植栽した景観作物コスモス

[平成21年度までの取組目標]

担い手への利用集積(当初 -、目標6.3ha(協定農用地面積の68%))